

いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に係る調査報告書の公表について

1 はじめに

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に係る調査については、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために実施するものであり、いじめの重大事態に関する調査結果の公表についても、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和 6 年 8 月改定）には、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」とあり、本文書では、調査の目的を踏まえ、後述する公表の方針を決定するものである。

2 公表する内容について

公表に当たっては、基本的には、いじめ問題専門・調査委員会及び学校が主体となったいじめ重大事態に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）が作成した「いじめ重大事態調査報告書」（以下「調査報告書」という。）を受け公表していく。

内容については個人情報やプライバシー保護及び、市民にわかりやすく伝える観点から、調査報告書を基に、周知すべき情報を要約した公表版を別途作成し、公表するものとする。

公表版を作成するに当たっては、いじめ重大事態調査の目的である、①事実を明らかにすること、②同種の事案の再発防止のため、③今後の提言が達成できるよう、「事案の概要」「認定事実」「今後の提言」を中心に記載する。その際には、被害児童生徒・保護者に対して公表の方針及び公表版（案）の説明を行い、被害児童生徒・保護者の意見を踏まえて公表版を作成していく。

3 公表の方針について

調査委員会の事実認定について

現状として、児童生徒の存在しうる場所に防犯カメラ等が設置されているわけではない。また、児童生徒が「いじめ」を「証言」した場合、これに対する報復を恐れることにつき合理性を否定しきれない。これらの結果として、「いじめ」事案において、客観的証拠（物的証拠や第三者の証言）は通常存在しない。

法第 2 8 条第 1 項は、重大事態調査について、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するという目的のために、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」としている。

重大事態に対処し同種の事態の再発を防止する上では、基本的には学校の対処のあり方を検討することとなるから、調査委員会としても学校と同様の観点で事実を認定すべきところ、事実認定に困難が存在する場合には、「いじめ」の実態が把握でき、学校・教育委員会の対処のあり方を検討できる範囲の事実を認定すればよく、ある部分については認定を留保しあるいは可能性の示唆にとどめることも許され则认为。

もっとも、観点は共通としても、調査委員会が学校の事実認定に拘束されるものではない。したがって、調査委員会の事実認定は、学校における事実認定とも、無論訴訟における事実認定とも、異なりうる。

調査委員会の事実認定及び事実認定をする際の問題点を踏まえ、以下で述べる個人情報等、個人情報保護法及び情報公開条例に基づき公表版を作成する。個人情報等とは、「個人の特定ができる情報」「個人の尊厳を守る情報」であり、具体的には次の内容に関することは記載しないものとする。

●**事実認定等の記載：** 上述のとおり、調査報告書では、関係者間で争いなく認定された事実の記述以外にも、関係者間で主張が異なり併記してある事柄の記述や可能性の示唆にとどまる記述もあることから、公表版には調査委員会が認定した事実を踏まえて、いじめ重大事態調査の目的が達成できるよう記載する。

●**個人に関する情報：** 氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものも含む）を保護する。

しかし、一般人には個人識別が不可能であっても、一定の範囲の関係者（地域や当該者等）について特定個人の識別が可能である場合、これらの関係者からも個人識別できないような、特定人基準を選択して公表の範囲を決める配慮を行う。

●**特定人基準の取扱い：** 一方で、常に特定人基準を採用するといじめの内容を公表することが困難になるが、いじめの客観的な事実それ自体は個人識別に直結しにくいと思われるため、調査結果を公表するという立場からすると、係る影響を考量して記載していくものとする。

●**アンケートや聞き取り等の取扱い：** 調査委員会や学校が実施したアンケートや聞き取りについては、個人の識別ができない方法で記載したとしても、回答の内容と他の情報と組み合わせることにより個人が特定されるおそれがある。また、アンケートや聞き取りは、一般に公開されないことを前提としており、公表することで、今後、同種の事案が発生した場合、必要な情報や正直な気持ちなどの提供が阻害される可能性があり、調査の遂行の妨げや諸問題の発見及び解決が遅れ適正な指導や支援が行えなくなるおそれがあるため配慮をする必要がある。

●**事実の具体的内容の取扱い：** 例えば、部活動については部活名や部活名につながるもの（使用用具の名称など）も個人の特定につながるので配慮をする。また、いじめの事実認定を記載するに当たり、「悪口を言われて殴った」という場合、「殴った」という事実行為は記載するが、本人が特定できる具体的な「悪口」の内容は記載しない。

4 公表の方法等について

- (1) 公表の方法については、法やガイドラインで特に指定はないが、川崎市では、迅速にかつ広く市民に周知ができることから教育委員会のサイト内での公表とする。
- (2) 公表期間については、法やガイドラインでは、特に指定はないが、いじめ重大事態調査の目的や関係者の個人的な体験の詳細が広く知られる状態が続くことによる被害を考量し、原則として公表してから半年間を公表期間とする。ただし、調査報告書概要については、原則として公表した年度から次年度末までの期間を公表期間とする。